

Q－9

確認申請を提出する際、建築基準法第93条第1項に規定する消防長等の同意（消防同意）の手続きに必要な書類を教えてください。

A－9

福岡市では確認申請と消防同意の所定の様式（「建築申請同意資料提出書」）を同時に受付しております。

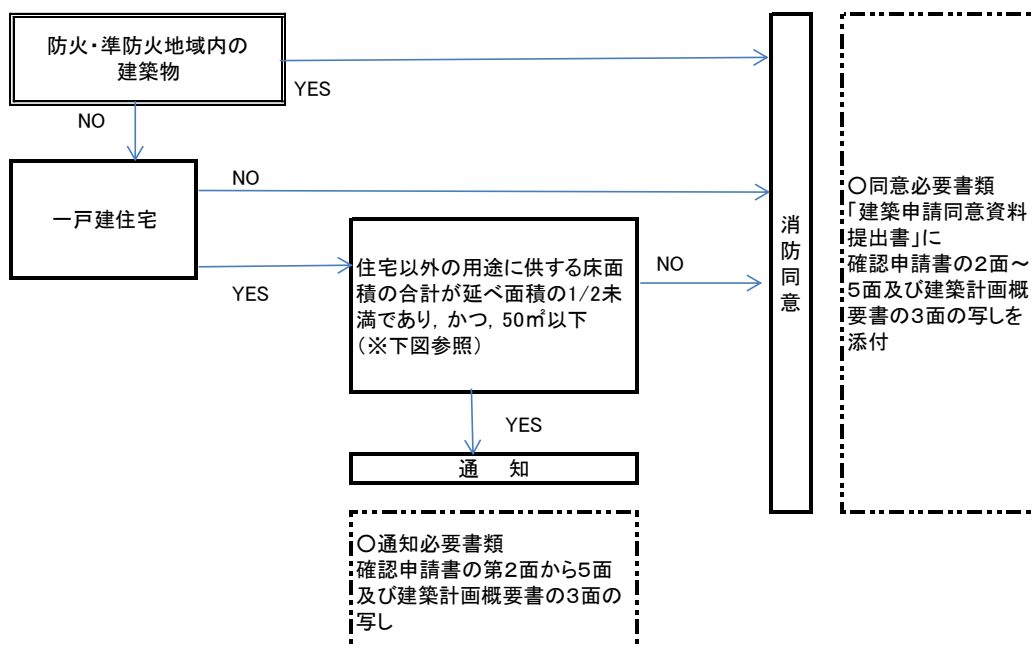
消防同意の手続きでは、「建築申請同意資料提出書」に確認申請書の副本を添付して福岡市消防局へ送付するため、消防同意用の図面を準備する必要はありません。

受付の際は「建築申請同意資料提出書」に必要事項を記入し、確認申請書の第2面から第5面及び、建築計画概要書の第3面の写しを添付し提出してください。

平成25年6月より、以下の点が変更になっております。

- ・「建築申請同意資料提出書」の押印（提出者及び設計者）廃止。
- ・「消防通知資料提出書」の廃止。（引き続き確認申請書の第2面から第5面及び、建築計画概要書の第3面の写しの提出は必要です。）

消防同意のフローチャート



※申請敷地内に車庫等（自家自用の車庫・倉庫等で、戸建て住宅に附属するものに限る。）を増築、新築する場合は、住宅棟と一棟、別棟に係わらず一定の規模要件に満足していれば消防同意を要しない。

